

市街地再開発事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図りもつて公共の福祉に寄与するため、市町村等が行う都市再開発法（昭和44年法律第38号）の規定に基づく市街地再開発事業等に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて補助金等交付規則（昭和34年長野県規則第9号。以下「規則」という。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の種類、対象経費及び補助率)

第2 第1に規定する補助金の種類、対象経費及び補助率は、別表のとおりとする。

(交付の条件)

第3 次に掲げる事項は、補助金交付の条件とする。

- (1) 補助事業の内容を変更しようとするときは、速やかに知事に報告してその承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするとき又は補助事業が予定の期間内に完了しないとき（遂行が困難となったときを含む。）は、速やかに知事に報告してその承認を受けること。

(交付の申請等)

第4 規則第3条の規定による申請書は、市街地再開発事業補助金交付申請書によるものとする。

2 規則第3条に規定する関係書類は次のとおりとする。

- (1) 交付申請額算出内訳書
- (2) 補助事業に係る歳入歳出予算事項別明細書の抄本
- (3) 事業実施箇所の位置図
- (4) 緑化計画図（建築物の配置、緑化の場所及び内容がわかるもの）
- (5) その他知事が必要と認める書類

3 前2項の書類の提出期限は、別に定める。

(変更承認申請書)

第5 第3の規定による承認の申請は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める書類を提出して行うものとする。

- (1) 補助事業の内容を変更しようとするとき 市街地再開発事業内容変更承認申請書
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき 市街地再開発事業中止（廃止）承認申請書
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき 市街地再開発事業完了期限延長承認申請書

(交付申請の取下げ)

第6 規則第7条第1項の規定による申請の取下げは、市街地再開発事業補助金交付申請取下書を当該補助金の交付決定の通知を發した日から10日以内に知事に提出して行うものとする。

(実績報告書等)

第7 規則第12条第1項前段に規定する実績報告は、市街地再開発事業実績報告書、同項後段に規定する実績報告は、市街地再開発事業年度終了実績報告書によるものとする。

2 規則第12条第1項の規定による関係書類は、次のとおりとする。ただし、市街地再開発事業年度終了実績報告書には第1号及び第4号の書類を添付することを要しない。

- (1) 補助金精算書
- (2) 県費補助金受入調書
- (3) 事業実施状況

(4) 歳入歳出決算事項別明細書の抄本又は見込書

3 前2項に規定する書類の提出期限は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日とする。

(補助金の交付請求)

第8 補助金交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)が補助金の交付を請求しようとするときは、市街地再開発事業補助金交付請求書を知事に提出するものとする。

2 補助事業者が、補助金の概算払を受けようとするときは、市街地再開発事業補助金概算払請求書を知事に提出するものとする。

(申請書等の様式)

第9 この要綱に規定する申請書等の様式は、別に定める。

(別表)(第2関係)

市街地再開発事業補助金一覧表

補助金の種類	対象経費	補助率
市街地再開発事業補助金	市町村及び市町村が補助して行う市街地再開発事業等のうち、国庫補助の対象とされたものに要する経費	10分の1以内
優良建築物等整備事業補助金	市町村及び市町村が補助して行う優良建築物等整備事業等のうち、国庫補助の対象とされたものに要する経費	10分の1以内

(備考)

交付の対象となる事業は次のいずれにも該当するものであること。

1 次の方針等に寄与するものであること。

(1) 事業実施地が所在する都市計画法(昭和43年法律第100号)第5条に規定する都市計画区域について定められた同法第6条の2に規定する都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(通称:都市計画区域マスタープラン)

(2) 長野県ゼロカーボン戦略(令和3年6月策定)

(3) 信州まちなかグリーンインフラ推進計画(令和3年4月策定)

2 事業実施地が所在する都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第81条第1項に規定する都市機能誘導区域内において、同項に規定する立地適正化計画に基づき実施される事業であって、同区域の都市機能を増進させる施設を設置又は併設するものであること。

3 前項の施設は外皮の断熱性能等の向上等によりエネルギー負荷を抑制するとともに、高効率な設備システムや再生可能エネルギー等の導入により、建築物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建築物であること。

4 事業実施地内の広く一般公衆が視認できる一定の場所を緑化するものであること。

5 ゼロカーボンの普及を図る活動を行うものであること。

附則(平成25年3月28日24都第506号)

(適用)

1 この要綱は、平成25年度の補助金から適用する。

(経過措置)

2 平成25年3月31日以前に市街地再開発事業補助金交付要綱(昭和47年告示第13号)の規定に

よる補助金の交付を受けた事業で、平成 25 年度以降も継続して行われるものに係る補助金については、なお従前の例による。

附則（令和 3 年 11 月 11 日 3 都第 300 号）

（適用）

- 1 この要綱は、令和 3 年度の補助金から適用する。
（経過措置）
- 2 本改正要綱の施行日（令和 3 年 11 月 11 日）以前に市街地再開発事業補助金交付要綱（昭和 47 年告示第 13 号）の規定による補助金の交付を受けた事業については、なお従前の例による。
- 3 本改正要綱の施行日から令和 5 年度末までの期間において、立地適正化計画を未策定の市町村にあっては、令和 5 年度末までに都市機能誘導区域を定めた立地適正化計画としての策定が確実と見込まれる計画がある場合は、当該計画による事業を本要綱の交付対象とする。